

公的年金制度及び公的年金業務に対する  
理解と協力を求める取組

## I. 公的年金制度及び公的年金業務に対する理解と協力を求める取組の基本方向

- ① 公的年金制度は国民生活の安定の基盤となる制度であり、その安定的な運営のためには、公的年金制度及び公的年金業務に対する国民の皆様の理解と協力は極めて重要であると考えている。

このため、教育現場や地域、企業に向けて、公的年金制度の意義や内容を正しく理解してもらうための取組を進めるとともに、関係機関・団体との連携強化（ネットワーク構築）により、関係機関・団体を通じた啓発等に取り組んでいく。

- ② 上記の取組を進めるに当たっては、特に、年金事業に関する国民の皆様の理解を高めるための啓発や、被保険者、受給者からの相談、助言等の活動を行う年金委員の役割が重要であり、その活動支援を強化する。

- ③ 併せて、ホームページの効果的な活用により、積極的で分かりやすい情報発信の充実に努める。

## Ⅱ. 年金委員活動への取組み

### 1 年金委員の状況

- 年金委員は、年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じるとともに、これらの者に対する助言等の活動を行うために、厚生労働大臣が委嘱することとされている。(日本年金機構法第30条)
- 活動範囲により「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などにおいて活動していただいている。

※ 年金委員委嘱数(平成23年3月末時点): 約127千人

うち、職域型: 約121千人 (平成18年3月末 社会保険委員数: 約178千人)

地域型: 約6千人 (平成18年7月末 国民年金委員数: 約13千人)

### 2 年金委員活動の活性化に向けて(取組み状況及び予定)

#### (1) 「取組み方針」の制定(年金局長通知)

- 平成22年7月に制定し、年度毎に重点活動を提示。
- 平成23年度の重点活動は、「ねんきんネットの周知」等。

#### (2) 研修の実施

- 年3回程度の研修を各地で実施。

(3) 機構HPの「年金委員のページ」の開設

- 年金委員の概要や、資料（ねんきんネット、記録問題、震災特例）を掲載し、委員の活動のツールとしても活用できるようにしている。また、開設後1年を経過したこともあり、近々に「年金委員のページ」をリニューアルし、分かりやすさや、情報の更なる充実を図ることとしている。

(4) 啓発、周知材料の作成

- 地域（学校、自治体、企業）で、年金委員や事務所職員が、年金制度の周知を行う際に活用する材料（パンフレット）を23年度中に作成。

(注1) 材料のイメージ

- ・ 高校生、大学生向けに公的年金制度の意義、役割を説明しつつ、納付意欲を醸成するもの。
- ・ 退職者向けに、年金の請求手続きや再就職の際の加入手続（健康保険を含む）を説明するもの。

(注2) 年金広報予算

- ・ 行政刷新会議「事業仕分け」により、費用対効果がないなどとして予算は廃止。（このため、印刷経費の計上は困難であり、当面機構ホームページへ掲載し、必要に応じ各事業所で印刷）

(注3) 年金教育との関係

- ・ 従来は、年金教育として、各県単位で旧都道府県社会保険事務局と教育サイドが連携し、3割近い学校で「年金セミナー」を実施（有償の年金教育推進員が講師）していたが、年金教育については、学校教育のカリキュラムの一環として行われるべきものとの観点から行政刷新会議「事業仕分け」により予算は廃止。（このため、事務所職員自ら又は年金委員に依頼し展開）

(5) 事務所の取組み事例集の作成と取組み促進

- 年金委員活動をはじめ地域での取組みについて、23年度中に各年金事務所の事例を収集・評価し、優良事例を全国へ紹介する。

- また、各年金事務所の取組みを促進するため、各ブロック本部主体の包括的予算の創設や、各ブロック内で強化事務所設置。（ブロック毎に2ヶ所。特定業務契約職員を配置）を行う。（24年度予算要求）

（6）県代表事務所の体制強化

- 年金委員活動の支援のため、各県代表事務所に特定業務契約職員1名を配置。（24年度予算要求）

（7）表彰

- 平成23年度から表彰を実施（理事長表彰、ブロック本部長表彰）。なお、厚生労働省年金局に対しては、厚生労働大臣表彰の創設を要望。

（8）年金委員委嘱事務手続きの簡素化

- 年金委員の委嘱事務は、地方厚生（支）局が行うが、「手続きが煩雑」「地方厚生（支）局毎に判断がマチマチ」との現場の声があり、また手続きの問題で、職域型委員の辞退が生じるケースもあり、具体的な手続き簡素化を平成23年8月に年金局へ要望。

# Ⅲ. 日本年金機構ホームページによる情報発信の取組み

日本年金機構 1/2 ページ

日本年金機構 Japan Pension Service

ホーム サイトマップ

Google カスタム検索 検索

English 文字サイズ 小 中 大

全国の窓口 **年金 Q&A** 申請・届出様式 (必要なお手続き) 年間行事予定 通知書の見方 採用のご案内

**①年金Q&Aコーナー**  
各種Q&Aを集約して掲載しており、各質問に、役に立ったか否か・同Q&Aへのご意見などのアンケート機能を設置し、同意見を踏まえ、Q&Aコーナーの充実を図っています。

**私の年金が知りたい**  
ご希望の対象をお選びください。手続きやよくあるお問い合わせなどをご覧いただけます。

個人の方 (国民年金、厚生年金保険) 年金に加入している方 これから年金に加入する方 年金を受給している方 これから年金を請求する方 事業主の方

**年金のことが知りたい**

年金制度全般	国民年金について	年金の給付について
<ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度のしくみ</li> <li>公的年金制度の役割</li> <li>年金時効特例法</li> <li>社会保障協定</li> <li>国民年金法一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者</li> <li>保険料</li> <li>保険料の免除・猶予・追納</li> <li>保険料の納付方法</li> <li>保険料の変遷表(PDF)</li> <li>保険料額の計算方法(PDF)</li> <li>収納業務の民間委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老齢年金</li> <li>障害年金</li> <li>遺族年金</li> <li>年金給付の経過措置一覧表 (PDF)</li> <li>第1号被保険者の独自給付(付加年金・寡婦年金・死亡一時金)について</li> <li>短期に在留外国人脱退一時金</li> </ul>

厚生年金保険について  
 ▶ 保険料額表  
 ▶ 被保険者と適用事業所  
 ▶ 保険料と総報酬制  
 ▶ 保険料の免除等

パンフレット  
 ▶ 年金制度教材

**トピックス**  
 ▶ 「ねんきんネット」  
 ▶ 国民年金  
 ▶ 「年  
 ▶ 事  
 ▶ 成  
 ▶ なる  
 ▶ 東  
 ▶ 日  
 ▶ お  
 ▶ 「年

インターネットサービス  
 あなたの年金をオンラインで  
**ねんきんネット**  
 これまでの年金加入記録などを確認できます。

年金簡易試算 (シミュレーション)  
 年金額を簡易に試算できます。

年金見込額試算 (50歳以上の方)  
 年金見込額試算などを回答します。

電子申請  
 各種申請を行うことができます。

事業主の方へ  
**磁気媒体申請**

ねんきんってなんだろう? クイズをしごから学んでみよう!

http://www.nenkin.go.jp

## ③私の年金が知りたい・年金のことが知りたいコーナー

“私の年金が知りたい”では、現役加入者・受給者・事業主といった対象者別に入口を設け、関係する制度や手続きなどの説明ページに誘導しています。

“年金のことが知りたい”では、各制度名やキーワードを表示して、直接、その制度等に関する説明ページに誘導しています。(両コーナーから辿り着く制度説明ページは同じページです。)

加えて、各種制度に関するパンフレットも掲載しており、年金制度の主な概要については、このコーナー内で確認が可能としています。

日本年金機構 2/2 ページ

**最新情報** ▶ 一覧はこちら

2011年09月14日 ▶ 年金記録の確認方法のあり方に関する公聴会(開催案内)(厚生労働省ホームページ)

2011年09月12日 ▶ お客様の声を集計報告とお客様の声に基づく対応事例についてを更新しました。

▶ 採用情報(四国ブロック本部:特定契約職員)を掲載しました。

2011年09月09日 ▶ 年金記録問題への取組状況と年金額回復の具体的事例(平成23年9月9日現在(速報値))

▶ 「年金記録問題」についてのこれまでの取組状況(主要データ)を更新しました。

2011年09月07日 ▶ 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を期す改正する法律を掲載し

**②ねんきんネットコーナー**  
ユーザIDを取得することで、いつでも簡単にご自身の年金記録が確認できるサービスです。平成23年10月末からは、年金見込額試算の機能追加を予定しています。

**⑤機構 twitter (ツィク) コーナー**  
情報発信手段の一つとして、お客様のニーズが高そうな情報や、周知する必要のある情報を掲載し、HPの詳細説明ページへ誘導しています。

**④きっずページコーナー**  
子供(小学校高学年以上対象)が楽しく年金制度を学習できるよう、クイズやパズルなども取り入れ、アニメーションにより分かり易く制度を説明しています。

**※ HP再構築への取組みについて**  
お客様の利便性追求、コールセンターや年金事務所への照会件数の減少、経営目標の反映等を備えた新しいホームページを構築するため、機構内にHP構築作業チームを編成し、また、ウェブサイト制作の専門知識を有する業者を活用して、平成24年3月末を目途に当機構HP再構築を完了させる予定です。(最も効果的なデザインや構成等を取り入れ、かつ利用者側の見易さに配慮したHPへの再構築に取り組んでいます。)

基本情報  
 ▶ アニュアルレポート  
 ▶ 業務・財務・役員員に関する情報公開  
 ▶ 主要な業務統計情報  
 ▶ 機構の業務に関する工程表  
 ▶ お客様の声を反映させる取組  
 ▶ 事務処理誤り等  
 ▶ 主な質疑照会と回答について  
 ▶ 運営評議会

インフォメーション  
 ▶ 調達情報  
 ▶ 公売情報  
 ▶ 全喪事業所一覧表  
 ▶ 法人文書の開示及び個人情報開示  
 ▶ 年金委員のページ  
 ▶ 関連サイト  
 ▶ ことばの基礎知識(用語集)

法令等違反通報窓口  
 twitter  
 日本年金機構のtwitter  
 ▶ twitterのガイドライン

厚生労働省  
 協会けんぽ  
 Pension Fund Association  
 企業年金連合会

このサイトについて ▶ プライバシーポリシー  
 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
 電話:03-5344-1100(代表)  
 Copyright © 2011 Japan Pension Service All Rights Reserved.

## ①年金Q&Aコーナー（Q&Aページ(アンケート機能)）



Google®カスタム検索  検索

English 文字サイズ 小 中 大

- 全国の窓口
- 年金Q&A
- 申請・届出様式 (必要なお手続き)
- 年間行事予定 通知書の見方
- 採用のご案内

トップ > 年金Q&A > [年金の給付について] 厚生年金保険の給付 > Q.1323

### 厚生年金保険の給付

#### Q.1323

**<問> 女性の場合は60歳前でも年金を受けられますか。**

**<答>**

女性の場合は、昭和15年4月1日までに生まれた方で、年金を受けられる加入期間を満たし、かつ、退職していれば、生年月日に応じ55歳から59歳の間でも特別支給の老齢厚生年金を全額受けられます。  
勤めていても給料と賞与によって決められる総報酬月額相当額と1か月当たりの年金額の合計収入または標準報酬月額に応じて、特別支給の老齢厚生年金を受けられる場合もあります。  
詳しいことは、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターにご相談ください。

このQ&Aは問題解決のお役に立ちましたか？

- 役に立った
- 役に立たなかった

知りたかったことやわからなかった内容はありますか？

送信 リセット

## ②ねんきんネットコーナー（年金記録照会）



ログアウト

サイト内検索(e-Gov)  文字のサイズ 小 中 大

- ねんきんネット トップ
  - 年金記録照会
  - 私の履歴整理表 作成
  - パスワード変更
  - メールアドレス 登録/変更/削除
  - サービス 利用停止依頼
- 登録情報の確認・変更

日本年金機構トップページ > [ねんきんネット](#) > 年金記録照会

### 年金記録照会

#### 1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。  
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[\[+\]各月の年金記録の見方を表示する](#)

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成元年度	20歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成3年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	重複	重複	厚年	厚年
平成4年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成5年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成6年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成7年度	26歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

※ 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

### ③”私の年金が知りたい”・”年金のことが知りたい”コーナー (対象者別ページ：年金に加入している方)



Googleカスタム検索  検索

English 文字サイズ 小 中 大

全国の窓口 | 年金Q&A | 申請・届出様式 (必要なお手続き) | 年間行事予定 通知書の見方 | 採用のご案内

トップ > 私の年金が知りたい・年金に加入している方

#### 私の年金が知りたい：年金に加入している方、これから年金に加入する方

##### 国民年金

**【緊急のお知らせ】**  
被災による国民年金保険料の免除について(PDF)

- ・国民年金の被保険者について
- ・国民年金保険料(国民年金1号被保険者)について
- ・国民年金保険料の免除等について
- ・国民年金保険料の納付方法について
- ・国民年金保険料の変遷(PDF)
- ・国民年金保険料額の計算方法と将来の保険料額(PDF)
- ・国民年金保険料の収納業務を、民間事業者に委託しています(市場化テスト)

##### 厚生年金保険

- ・被保険者と適用事業所について
- ・保険料と総報酬制について
- ・保険料額表(厚生年金保険と全国健康保険協会管掌健康保険)
- ・保険料の免除等について

##### ご自身で年金記録を整理してみましょう

- ・「私の履歴整理表」

##### 年金制度

- ・年金制度のしくみ
- ・公的年金制度の役割
- ・年金制度改革について
- ・特別障害給付金制度について

各欄への検索

### (制度説明ページ)



Googleカスタム検索  検索

English 文字サイズ 小 中 大

全国の窓口 | 年金Q&A | 申請・届出様式 (必要なお手続き) | 年間行事予定 通知書の見方 | 採用のご案内

トップ > 私の年金が知りたい・年金に加入している方 > 保険料(国民年金1号被保険者)について

#### 保険料(国民年金1号被保険者)について

国民年金の第1号被保険者の月々の保険料は15,020円(平成23年度)です。保険料の納付期限は翌月末(たとえば4月分は5月末まで)です。また、保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料がお安くなります。

- 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日又は納付期限となります。
- 現金払いの場合には、6か月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月分までの前納も可能です。

		1か月分(※1)	6か月分(※2)	1年分(※3)
前納	納付方法			
	月々支払	15,020円	90,120円	180,240円
	現金支払【割引額】	-	89,390円 ▲730円	177,040円 ▲3,200円
前納	口座振替【割引額】	14,970円 ▲50円	89,100円 ▲1,020円	176,460円 ▲3,780円

※1 口座振替には1か月の前納制度(早割)があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※2 6か月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。(口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に口座から引落しします。)

※3 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。(口座振替の場合は、4月末に口座から引落しします。)

▲ ページのトップへ移動

#### ④きっずページコーナー

きっずページ

各ステージのクリア状況

ステージ1 年金の仕組み

ステージ2 年金の保険料

ステージ3 年金の種類

ステージ4 世代と世代の支え合い

各ステージを ごらんください♪

きっずページ

年金の仕組み

公的年金の種類

まず1つ目が国民年金です。日本に住んでいる20才以上60才未満のすべての人が加入することになっていて、これを基礎(きそ)年金ともいいます。

国民年金(基礎年金)

つぎへ▶

#### ⑤日本年金機構 twitter (プロフィールページ)

twitter

検索 ホーム プロフィール メッセージ おすすめユーザー

Nenkin\_Kikou

日本年金機構

@Nenkin\_Kikou 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号  
日本年金機構では、公的年金に関する各種手続き、お送りする  
通知書の情報など、お客様のお役に立てそうな様々な情報を  
発信します。なお、本アカウントへのフォローや、ツイートへの返  
信、ダイレクトメッセージなどを通じてご意見には対応しておりま  
せんので、あらかじめご了承ください。  
<http://www.nenkin.go.jp/>

プロフィールを更新 →

ツイート お気に入り フォローしている フォローされている リスト

Nenkin\_Kikou 日本年金機構  
【ねんきんネット】をご利用の方などに、年金記録に関するアンケートを  
お願いしております。ご協力をお願いいたしま  
す。nenkin.go.jp/n\_net/question... #nenkin #年金  
9月12日

Nenkin\_Kikou 日本年金機構  
【混雑状況のご案内】千葉県、東京都及び神奈川県内の48年金事務  
所につきましては、「年金相談窓口のリアルタイム混雑状況」を平成23  
年9月から、順次試験的にホームページでご覧いただけるようにしまし  
た。どうぞご利用ください。nenkin.go.jp/office/crowded... #nenkin  
9月7日

Nenkin\_Kikou 日本年金機構  
【ねんきんネット】誕生日が6月の方へ。平成23年度の「ねんきん定期  
便」に同封されている、「ねんきんネット」サービスのID申込みが素早く  
できる「アクセスキー」の有効期限は9月末までです。お申込みしてい  
ても簡単に年金記録などを確認しましょう。nenkin.go.jp/n\_net/#nenkin  
9月6日

Nenkin\_Kikou 日本年金機構  
事業主及び船舶所有者の皆様へ。東日本大震災により、社会保険料  
の納期限が延長されていた岩手県、宮城県及び福島県のうち一部の  
地域に所在地を有する事業所等につきましては、延長されていた保険  
料の納期限が平成23年9月30日(金)に定められま  
した。nenkin.go.jp/new/topics/shi...

一緒にこだわりの  
時間を過ごそう!

9月29日(木)22時!

ストップ!未成年者  
飲酒・飲酒運転。

あなたについて

22 ツイート 2 フォローしている 2,422 フォローされている 159 リスト

フォローしている 全てを見る

フォローするアカウントを探す: カテゴリから探す 友だちを探す

次にすることは? 次のステップを随

1. 携帯でTwitterを使う

- 携帯へのメール通知を設定する
- 携帯電話にTwitterアプリをダウンロード

2. プロフィールを設定する

- プロフィール写真を登録
- 簡単な自己紹介を書きましょ

Twitter社について ヘルプ ブログ モバイル ステータス 求人 規約  
プライバシー ショートカット 広告主 ビジネス メディア 開発者  
素材 © 2011 Twitter

Press Release

平成23年10月 日  
年金局事業管理課  
（担当・内線）補佐 ○○(3661)  
（電話直通）03(3595)2811  
（電話代表）03(5253)1111

日本年金機構国民年金部  
（担当・内線）部長 阿蘇(3310)  
（電話直通）03(6892)0763  
（電話代表）03(5344)1100

報道関係者 各位

「ねんきん月間」のお知らせ

厚生労働省と日本年金機構は協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様に年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

○主な活動内容 …（別紙）のとおりです。

「ねんきん月間」のお知らせ

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開します。

●「ねんきん月間」の趣旨は？

➢ 国民の皆様に公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

●「ねんきん月間」の活動内容は？

➢ 全国各地の様々な場所で、年金事務所職員などによる年金出張相談を行います。

（主な場所：市区町村役場、大学、老人ホーム、駅、商業施設など）

➢ また、公的年金制度の意義や、年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて一緒に考えていくため、年金制度との関わりについてのエッセイを広く募集し、優秀作品を発表します。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください。

◆この機会に、年金について考えてみていただき、公的年金制度の趣旨やしくみについてご理解いただきますようお願いいたします。

●保険料を納めないまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を納めましょう。

●所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい方は、ご本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※保険料納付の免除または猶予制度の利用を希望される方は、お近くの年金事務所またはお住まいの市(区)役所または町村役場（国民年金担当窓口）までお問い合わせください。

平成23年6月20日  
(照会先)  
サービス推進部  
サービス推進グループ長 上野 太美夫  
サービス推進グループ 森岡 宣章  
(電話直通 03-6892-0747)  
経営企画部広報室  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

そこで、本日より9月末まで、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集いたします。年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていきたいと思っておりますのでふるってご応募ください。

### 【テーマ】

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

※ 公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んでください。

### 【発表】

最優秀作品をはじめとする優秀作品につきましては、11月下旬に日本年金機構ホームページに全文を掲載することで発表いたします。

詳細につきましては、日本年金機構ホームページをご覧ください。

平成 23 年 6 月

## 「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆さまに年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の普及や啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

そこで、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集し、年金制度の意義や、公的年金制度と国民の皆さま方との結びつきなどについて、皆さまと一緒に考えていきたいと思えます。ふるってご応募ください。

### 【テーマ】

応募者ご自身や、ご家族などの身近な方と公的年金制度との関わりについて、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

※ 公的年金の大切さ、公的年金との関わり、または社会保障としての公的年金の意義などに関するエピソードを盛り込んだ内容としてください。

### 【応募資格】

一般、学生・生徒（中学生以上）

※ 日本年金機構の職員はご遠慮ください。

### 【応募要領】

- ① 郵送または電子メールで、日本年金機構「わたしと年金」担当あてご提出ください。
  - ・日本語で1,000～2,000文字以内とし、400字詰め原稿用紙の場合、3枚から5枚、word文書形式による場合は、原稿横書き（A4版、40字×35行）としてください。
  - ・氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属（会社名、学校名等）を明記してください。
- ② 内容は未発表のものに限ります。

### 【応募締切】

2011年（平成23年）9月30日（金）（当日消印有効）

※ 電子メールによる提出は、当日午後6時まで。

### 【提出先・お問い合わせ先】

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 サービス推進部 サービス推進グループ

「わたしと年金」担当まで

電話：03-5344-1100

※ 電子メールアドレス [watashito-nenkin@nenkin.go.jp](mailto:watashito-nenkin@nenkin.go.jp)

### 【賞】

最優秀賞「日本年金機構理事長賞」 1名

優秀賞 2名

入選 若干名

受賞者に対しましては、表彰状の授与並びに記念品を贈呈いたします。

### 【発表等】

- ・日本年金機構ホームページに、最優秀賞をはじめとする優秀作品を全文掲載することで発表します（11月下旬予定）。その他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行う予定です。
- ・入賞作の著作権は日本年金機構に帰属いたしますが、内容は本人の責任とします。応募作品は返却いたしません。

## V. アニュアルレポート 2010 を活用した年金制度啓発の取組

○これまでの運営評議会において、

- ・アニュアルレポートに、「年金制度そのものの説明や制度の将来がどうなるのかといったことを取り上げた専門家と座談会」を掲載するなどの方法で、年金制度の広報が出来るのではないか。
- ・アニュアルレポートの活用や関係団体を通じて、「年金制度を破たんさせないための」メッセージを積極的に発信していくべき。といった「アニュアルレポートを年金制度広報に効果的に活用すべき」とのご指摘をいただいた。

○こうしたご指摘を踏まえ、平成 23 年 10 月に公表した「アニュアルレポート 2010」では、「年金制度をお客様に身近な形でわかりやすくご説明する」というテーマで特集を組み、以下のような内容を盛り込んだ。

### ・大学生と理事長とのインタビュー

若い世代が持つ素朴な疑問や意見を理事長にぶつけてもらい、お客様によりわかりやすい形で年金制度を説明する。

### ・年金はいつの時代も国民の生活を守るセーフティネット

国民皆年金のスタートから 50 年の節目に当たり、これまでの年金制度の軌跡を説明。さらに、国民年金のメリットを掲載。

### ・太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

「年金制度は身近で人生に関わりのあるもの」と感じていただけるよう、1 組の架空の夫婦を設定し、ライフステージとその時々における年金制度の説明や手続きを“すごろく”形式で紹介。

### ・年金もの知り話

年金の手続きの中でも、特にお客様にお伝えしたい年金制度のしくみや手続きを、登場人物の問答形式で説明。

## 年金広報・年金教育に関するこれまでの運営評議会における指摘事項（議事要旨より抜粋）

### 【第1回】（平成22年2月23日開催）

- 年金制度は破たんするのではないかという風潮がある。納付率の向上のためには、制度に関する広報が必要ではないか。特に、学生など若い世代に制度を理解してもらう努力が必要ではないか。
- 天引きについても、「受給者から勝手に取ってけしからん」といった風潮があるが、徴収する側の人件費も削減できるし、納める側も手間が省ける合理的な制度。理解を得るためのPRが必要ではないか。"

### 【第2回】（平成22年6月24日開催）

- 20歳になった方へ送る国民年金の加入案内をぜひわかりやすくしてほしい。また、この際の案内の中に遠い老後にもらう老齢基礎年金についての説明だけでなく、障害年金のことについての説明も入れてもらいたい。
- 20歳になった方への国民年金の加入案内には、総合パンフレットに記載されているような「国民年金のメリット」を理解できるリーフレット等も同封してほしい。年金制度を理解することで、若い世代が保険料を払おうという意識が高まるのではないか。
- 年金委員、年金受給者協会などと連携して、年金についての啓蒙活動をしてはどうか。年金制度はとても難しく、正しく理解されていない面もある。年金制度が破たんするという誤解をしている人も多いため、これが「保険料を支払わない」という風潮につながっているようにも思われる。「制度はきちんと確立されている」ことなどをもっとPRしてみてもどうか。
- 年金委員の活動方針がなかなか決定されない。年金委員として活動するには、素質、資質を向上するための指導も必要ではないか。早く方針・体制を整備してほしい。

### 【第3回】（平成22年9月29日開催）

- 国民年金保険料の納付率が低水準にとどまっている理由の一部には、「将来年金はいらないから保険料も払いたくない」という人がいることや、「政府が年金制度を一元化し、税制の抜本改革をして月額7万円の最低保障年金を創設すると発表したため、今納めても無駄になる」と誤解している人がいることがあるのではないかと。また、保険料の延納ができるということで、特に若い人は「今納めなくても後で納めればいい」と考えている向きもあり、納付率の低下を招いているのではないかと。年金委員を使うなどしてもっと年金の啓発活動が必要ではないかと。
- 保険料を払わなかったらどういう不利益があるのか、を端的に説明する必要があるのではないかと。また、戸別訪問で督促する際にも、なぜ保険料を納めなければならないかなど丁寧な説明をして、年金に対する理解を深めてもらう必要がある。"

### 【第4回】（平成22年12月7日開催）

- 年金行政の所掌は「制度が厚生労働省、業務運営が機構」と異なっているが、一般の国民の皆さんはそれを知らないため、制度に関する意見や苦情などが機構に来てしまうのではないかと。一般の人が年金について知らない、ということが問題の根底にあるのでは。保険料や国庫負担、一元化といった話題も含め、年金制度について国民の皆さんに分かりやすくアピールする必要があるのではないかと。
- 機構でできる広報という意味では、例えばアニュアルレポートの概要版に、「年金制度そのものの説明や制度の将来がどうなるのかといったことを取り上げた専門家との座談会」の記事を掲載すると言ったことが考えられるのではないかと。専門家の間では、2004年の年金制度改正である程度の道筋がついていることは知られているが、一般の人は知らないのと、そこをわかりやすく伝えることが重要。
- 先ほど文部科学省に年金教育を行うよう働き掛けていきたいという話が出たが、実際には年金などの基本的事項をその分野の専門家でなく、学校の先生が教えるのは難しいのではないかと。年金教育については、一刻も早く取り組んだ方が良く、専門家が教

えないという前提で議論されているとしたら課題である。

- 年金教育は、高校を卒業する前に社会人としての常識をどう教えるかという問題と結びついている。政府としても、それについての大きなビジョンが描けていない状況。
- 年金教育に限らず、年金の広報についてはあらゆる手段を尽くして、全国民に安心感を持ってもらえるようなPRをしてほしい。
- 教科書に社会保障制度に関する事項を載せてもらうことは非常に重要。学習指導要領の改訂時に働きかけてはどうか。年金制度や消費者問題などについては、あまり教育を受ける機会がないが、生きていく上で必要な知識。こういった教育は重要なので、ぜひ掲載していただきたい。しかも、教科書への掲載は予算がなくてもできる。
- 年金教育を実施する時期は、中学校では少し早過ぎる。最も適切な時期は高校だろう。しかし、現在の高校のカリキュラムは細分化されているので、「現代社会」を選択しないと教育を受ける機会がない。

#### 【第5回】（平成23年2月21日開催）

- 国民年金の納付率が低下している背景には、制度に対する不信感・不安感があると思う。機構の分析では、納付率低下の要因に、団塊の世代が受給者世代に差し掛かったことや記録問題に人員を割いたこと、業者との連携が不足していたことが挙げられていたが、根本には税金で年金がもらえるのではないかなどの誤解があるのではないか。これを何とかしないと納付率は上がらないのでは。現在、新しい年金制度が話題になっているが、財源もはっきりしないし、一方では現在の年金制度の支給年齢引き上げといった話も出ている。「保険料を払わないと、たとえ制度が変わっても年金はもらえない」ともっとはっきりと訴える必要があるのではないだろうか。アニュアルレポートの活用や関係団体を通じて、「年金制度を破たんさせないための」メッセージを積極的に発信していくべき。

- 機構そのものが国の下のある機関なので、そういうメッセージを直接的に打ち出すのは難しいかもしれないが、全体としての年金制度に対する信頼確保、回復に向けた取り組みについてはぜひお願いしたい。
- かつて年金委員は、年金事務所とのつながりがしっかりとあったが、機構が設立して以後、この関係が希薄化した感がある。年金委員を委嘱した以上は、研修の実施など委員の資質向上に継続的に取り組むとともに、年金委員との協調をより深めて、有効活用してほしい。
- また、機構設立以後、お客様へのサービス向上に終始した印象だが、未加入者の解消や納付率の向上が本質的な課題のはず。どうしても保険料を支払っていただけない方には強制執行等をしない限り、外部委託などを行っても対応できないのではないかと。不公正・不公平をなくすには、強制的に対応することも必要であるし、そうしないと年金制度に対する不信感がぬぐえないのではないかと。

#### 【第6回】（平成23年6月22日開催）

- 未納・未加入は社会保険制度の根幹を揺るがす問題だが、それらも無関心・無頓着から発生している気がする。いっそ、「保険料を払わない人には年金は支給されない」といった正確な情報を国民に理解させる取り組みが大事。制度への加入を徹底しなければ、年金制度への不安はいつまでも解消されないだろう。
- 納付率低迷の要因の一つには、国民への啓発活動が足りないことがあるように思う。年金委員や受給者協会を使って、啓発活動を行う予定はないのか。
- 一般の人は、現年度納付率、過年度納付率という言葉自体をほとんど知らないのでは、納付率の詳しい状況が理解できていないのではないかと。新聞などでも「納付率が6割を切った」という報道がされるので、「こんなに皆が払っていないなら将来どうなるかわからない」という意識が強化されてしまう。これでは、機構がいくら頑張っても納付率の回復は難しい。もっと国民に分かりや

すい広報をしていく必要がある。

例えば、年金委員を使って成人式で国民年金を PR してはどうか。年金委員も委嘱された後、何をすればいいのかわからなくて悩んでいるのではないか。

○ ①優良納付者といわれる方がこれから受給者側にまわっていくこと、②最低保障年金や年金額カットといった制度見直しの議論は、「年金の保険料は払わなくてもいい」というメッセージにも受け取れてしまうという状況の中で機構がいくら頑張っても納付率向上はなかなか厳しい、と思っている。

また、事業仕分けで広報予算がないというのも政策全体の整合性を欠いているように思う。こういった難しい状況の中ではあるが、機構には何とかご尽力いただくよう切に希望したい。"